

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省経営局経営政策課）

項 目 名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の延長等		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	〈制度の概要〉 ① 青色申告を行う認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。 ② 当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。 〈要望の内容〉 ・適用期限（R9.3.31）の2年延長 ・水田政策の見直しに伴う所要の措置 等		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲17,100 百万円） （－ 百万円）

(1) 政策目的

我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ持続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが重要である。

このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の経営発展に取り組める環境を整備すること等により、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。

このため、認定農業者等の担い手に対し、本特例措置を講じることにより、農業経営の基盤強化を図るための農業用固定資産等への計画的な投資を促進し、競争力のある担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

(2) 施策の必要性

我が国における農地は、現在の人口 1.2 億人分の国内需要を賄うために必要な面積の 1/3 程度しかないにも関わらず、農業者の減少・高齢化が著しく進展する中で適切に利用されなくなることが懸念されている。食料の安定的な供給や食料自給力の確保を図る上では農業生産の基盤である農地を維持していくことが重要である。

こうした観点から、効率的かつ安定的な農業経営である担い手（離農農地の受け皿となる経営体等）による適正な農地の保全・管理を図るため、令和 7 年 4 月 11 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）において、担い手への農地集積率を 2030 年度に 7 割とすることが目標とされたところである。

本特例措置は、担い手である認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の取組を促進するため、経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）に活用するよう誘導するものである。これにより、土地生産性及び労働生産性を向上させ、農業経営の収益力を高めることで、農業の持続的発展を図るものである。

また、基本計画に基づく取組を円滑に推進する上で不可欠な施策となっており、地域計画や経営所得安定対策など他の支援制度と一体的に措置することにより、担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。

さらに、上述のとおり、農業者人口の減少が見込まれる中、国民への食料の安定供給を果たしていくためには、少数の農業者でより多くの面積を引き受けていく必要がある。こうした考えの下、水活については、これまで主食用米以外の米や麦・大豆等を単に作付ければ支援していた仕組みを改め、令和 9 年度から作物ごとの生産性向上等への支援（取組の要件化や収量に応じた支払へのシフト）へと転換することとしており、農業者の大規模化を支える生産性向上等を図ることとしている。その上で、少数の農業者で多くの農地を引き受けていくためには、農地購入等による経営規模の拡大や、大規模な農地に見合う農業機械・施設の導入が必要不可欠であるが、そのための投資額は多額となることから、計画的に蓄積をしつつ、確実に投資に回る仕組みが必要である。このため、水田活用の直接支払交付金等の後継事業を引き続き本特例措置の対象交付金とすることが不可欠である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 国内の食料供給、食料自給力の確保		
		政策の達成目標	令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において示された担い手への農地集積率7割（2030年度）を目標とする。		
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間		
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地面積の割合：毎年約1.5%増加		
		政策目標の達成状況	担い手が利用する農地面積の割合：62.1%（令和7年度）		
	有効性	要望の措置の適用見込み	（令和9年度見込み） 対象者数 87,346 経営体（個人 63,074 法人 24,272） 適用者数 19,077 経営体（個人 10,623 法人 8,454）		
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手の農業経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要する。このため、本特例措置により、その投資額を蓄積し、認定農業者等の計画的な規模拡大等を促すことにより、担い手への農地利用の集積及び農業経営の安定化に寄与する。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	経営所得安定対策等 （9年度要求） 2,495億円 （一部事項要求） （8年度） 5,143億円		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補正すること等を目的とした経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、当該交付金を準備金として積み立てる場合や、積み立てた準備金を取り崩して対象資産を取得する場合に、特例措置を講じるものである。		

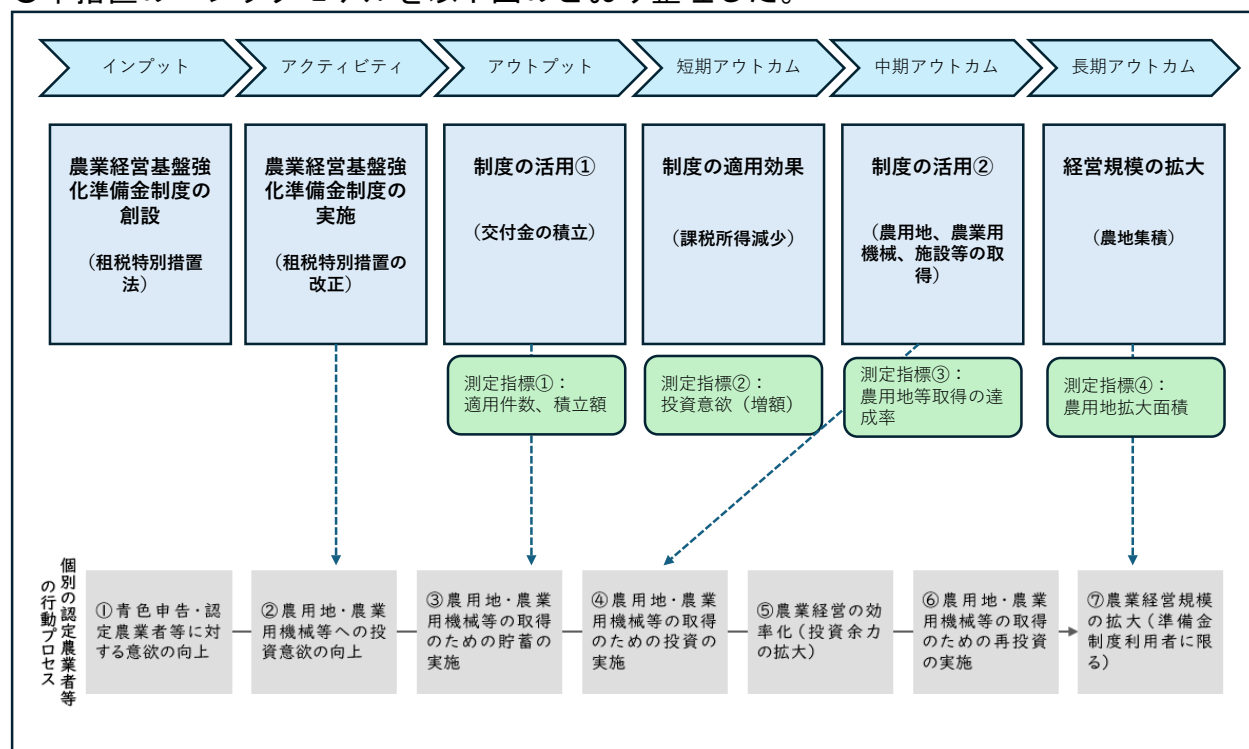
		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、担い手の主体的な経営判断により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けない交付金を農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等経営発展のために計画的に投資することを支援するものである。 令和7年度に EBPM の手法により準備金制度の政策効果を検証したところ、本制度を活用した認定農業者には、活用していない認定農業者に比べ、10 年間で約 3ha の農業経営面積の拡大効果、約 10%の土地生産性向上（経営耕地面積当たりの売上高）の「真水の政策効果」が見られ、また、農地規模や借入面積比率によらず、準備金活用者全体に対して効果が見られるなど政策手段として有効に機能していることが判明した。					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績			対象者数	適用件数	減税額		
		令和5年度	91,611 人	14,290 件	16,581 百万円			
		個 人	69,611 人	8,102 件	7,604 百万円			
		法 人	22,000 人	6,188 件	8,976 百万円			
		令和6年度	90,054 人	15,901 件	(14,218)	19,266 百万円	(15,924)	
	個 人	67,189 人	8,931 件	(7,946)	7,985 百万円	(7,303)		
	法 人	22,865 人	6,970 件	(6,272)	11,282 百万円	(8,621)		
	令和7年度	88,657 人	18,151 件	(14,218)	22,925 百万円	(15,924)		
	個 人	65,099 人	10,176 件	(7,946)	8,870 百万円	(7,303)		
	法 人	23,558 人	7,975 件	(6,272)	14,055 百万円	(8,621)		
		令和7年度の適用件数については、前回要望時の見込件数（カッコ内の数値）に比べ128%、令和7年度の減税額については、前回要望時の見込額に比べ144%であり、前回要望時の見込みから大幅に増加している。						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		(適用件数)		(適用総額)			
		(第61条の2)	3,940		38,612,113 千円			
		(第61条の3)	2,423		22,262,963 千円			
		※令和6年度適用実態調査						
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	令和7年度において、本特例措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本特例措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。						
		① 農用地	取得計画面積	2,383 (ha)	A			
			取得実績	2,390 (ha)	B			
			達成率（B／A）	100%				
		② 農業用機械等	取得計画台数	6,762 台	A			
			取得実績	6,772 台	B			
			達成率（B／A）	100%				
	前回要望時の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。（その後の検討の結果、令和12年度に担い手が利用する農地面積の割合を70%とすることとされた。）						
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担い手が利用する農地面積の割合は、62.1%と目標を達成できていない。本目標は、準備金制度だけで達成できるものではなく、今後も改正農業経営基盤強化促進法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、地域計画に沿った担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。						

これまでの 要望経緯	平成19年度 創設 平成21年度 延長（2年）、拡充 ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象に追加 ・特別障害者に該当する場合の引継措置の創設 平成22年度 拡充、縮減 ・戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ・特定農業団体及びこれに準じる組織を対象から除外 平成23年度 延長（2年）、対象交付金の見直し 平成25年度 延長（2年）、対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 延長（2年）、拡充、縮減 ・認定新規就農者（個人）を対象に追加 ・対象資産の追加（農業用の建物、器具・備品等） ・環境保全型農業直接支援対策交付金を除外 ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象から除外 平成28年度 対象交付金の見直し等 平成29年度 延長（1年） 平成30年度 延長（2年）、縮減 ・米の直接支払交付金を除外 ・農地所有適格法人である特定農業法人を対象から除外 令和2年度 延長（1年） 令和3年度 延長（2年）、縮減 ・人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 ・所得基準額の構成の見直し 令和4年度 対象者要件の見直し ・農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備 令和5年度 延長（2年）、縮減 ・特定農業用機械等のうち取得価額が30万円未満の資産を除外 令和7年度 延長（2年）、対象資産要件の見直し ・対象となる農用地を地域計画の区域内に限定（令和8年度から適用） ・証明書の写しを確定申告書に添付できるよう見直し
-----------------------	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例

○本措置のロジックモデルを以下図のとおり整理した。



○上記のロジックモデルを基に本特例措置の効果を分析したところ、以下のような結果が得られた。

【各アウトカムの達成状況】

・短期アウトカム

令和6年度の適用状況調査（農林水産省調べ）によると、準備金の積立は、9,427件の経営体が活用し、886億円の対象交付金が積み立てられた。これにより、減税額は121億円となり、令和6年度の減税見込額（96億円）を約3割（126%）上回った。

・中期アウトカム

令和6年度の適用状況調査によると、準備金制度を活用した農用地の取得状況は、農用地が8,158ha、農業用機械等が9,675台となっており、取得計画（農用地8,211ha、農業用機械等9,901台）に対して、達成率は99.4%、97.7%とそれぞれ高い水準となった。上記のように、取得計画に対し、100%の達成状況とはなっていないが、農用地については、準備金の積立額が取得額を満たしていたとしても、計画の農用地が取得可能になるとは限らない状況の中で、9割以上の達成率となっており、農業用機械等についても、ほぼ計画通りの取得実績となっている。

・長期アウトカム

最終的な効果である担い手への農地集積率については、令和6年度実績が61.5%であり、目標の2030年までに担い手への農地集積率を70%とすることは未達成であるが、本目標は準備金制度だけで達成できるものではなく、

今後も農業経営基盤強化促進法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、地域計画に沿った担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。

以上のように、短期・中期アウトカムについては、概ね目標水準を達成しており、本特例措置は認定農業者等の担い手が対象交付金を農業用固定資産への投資に充てる行動変容を起こさせるための措置として有効に機能していると評価できる。一方、長期アウトカムについては現時点で未達成であるため、2030年までに担い手への農地集積率7割とする政策目的の達成に向けて引き続き本特例措置を講じていく必要がある。そのため、本特例措置の延長を要望することとした。